

(別紙)

次の各号の一に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している車両や市が必要と認めた車両については、利用料を免除すること。

- 一 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳
- 二 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条に規定にする戦傷病者手帳
- 三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳
- 五 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）
- 六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条に規定する医療受給者証
- 七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定める特殊の疾病に患している者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）
- 八 障害者総合支援法第 51 条の 7 第 8 項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者にかかるものに限る。）
- 九 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）